## 基準２－１　【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

### 分析項目２－１－１　大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること

【分析の手順】

・該当する体制に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）が定められていることを確認する。

・該当する体制において、教育研究活動等及び各教育課程について責任をもつ者（学部長や研究科長等。分析項目２－１－２との関連に留意）と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合には複数の組織名称を記載）を確認する。

※内部質保証：「大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること」（大学改革支援・学位授与機構『高等教育に関する質保証関係用語集第5版』）。

※前回の機関別認証評価時点（大学改革支援・学位授与機構以外の評価機関で実施した場合も含む。）から内部質保証体制に係る規定類を変更している場合には、内部質保証体制に係る規定類の変更点を示す書類があれば提出する。

・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式２－１－１）

| 確認すべき要素 | 大学における状況 | 根拠規定 |
| --- | --- | --- |
| （１）中核となる委員会等の名称 |  |  |
| （２）統括責任者 |  |  |
| （３）自己点検・評価の責任者 |  |  |
| （４）改善・向上活動の責任者 |  |  |
| （５）中核となる委員会等の構成員 |  |  |

※複数の組織が共同して行う場合には、相互の関係が根拠資料から分析可能であること。